

(一) 遺族にハ一々且對本邦イヌルコト

(二) 遺族ノ組合ハ遺族協會ノ二部ニ會社ニ對シテスルコト

(三) 常關ノ組合ハ正關ノ遺族協會ニ對シテスルコト

(四) 資金ニ關スル地目

要求條件

マス

同要求ニ應ジテハ四月三日午前十時迄ニ回答セテモ非ニ轉讓シ難ク
テテリマス。

二十代ナク婦意ヲ以テ本要求ヲ審議スルニ部編サレシ事ヲ以テ夫等
共議スル結果ヲ遂々一日ヲ早ク同部ニ執筆書キ報告スルコトニ會社
事ハ悉ク會社ヲ以テマサキトシテロウイ計ニマス此ニ會社ハ是非
モチ一報多入ノ状態ヲ世々ハ事イナク速ク決テリマス。限ノ限ヲ
ハテテリマス。限々テハ筆端ハ益々對比ヲ強クシテ會社ニ對シ
テメ遺族スル者共遺族ハ公平に會社ノ婦意ヲ審議スル事ヲ出來ナト

(三) 従業員ノ父母妻子死亡シタル場合ハ二日間ノ全給ヲ支給スル事

(四) 左ノ場合ハ年功皆勤ノ支給ニ差支ナキコト

(イ) 一月中十五分以下ノ遅刻三回マデ

(ロ) 私病ニテ病院ニ行ク場合

(ハ) 現役入營中ノ期間ハ會社規定ノ年功加俸ニ通算スルコト

(五) 勤務演習期間中ハ年功モ給與スルコト

(六) 道具損料トシテ木工ニ對シ一月ニ付三圓支給スルコト

(七) 雑工(但シ運搬作業ニ從事スルモノ)ニハ一年二回ノ被服費ヲ

支給スルコト

(八) 此爭議ニ就テ解雇ハ絶對ニ出サザルコト

但シ鑛物所整理ニヨル解雇者ニハ規定ノ解雇手當ノ外ニ特ニ相

當ノ遺勞金ヲ支給スル事ヲ希望スル

希望條件

(一) 衛生及脱衣所ノ設備ヲ完全ニスルコト